



福祉医療制度について

老人、重度心身障害者、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児などにとって、医療費や入院時の食事代は大きな経済負担となっています。県と市町で医療費(入院時の食事代)の公費負担をすることによって受診を容易にし、福祉の増進を図っています。

区分	対象者	給付額	一部負担金	所得制限
①老人医療	65歳から69歳までの人	医療保険による給付が行われた場合その自己負担額	上位所得者は、2割負担 ・外来上限額:40,200円 ・入院上限額:72,300円 +1% 一般は、1割負担 ・外来上限額:12,000円 ・入院上限額:40,200円 (非課税世帯などの場合は限度額が異なります。)	あり
②重度心身障害者医療	1級・2級の身体障害者(児)、重度(療育手帳A判定)の知的障害者		なし	あり
③乳幼児医療	義務教育就学前	1歳から5歳児のみあり	外来のみ1割負担上限は5,000円/月	なし
④母子家庭等医療	母子家庭の母および児童、父子家庭の父および児童ならびに遺児		なし	あり
⑤高齢重度心身障害者医療	老人保健受給者で1・2級の身体障害者または重度知的障害者	老人保健の一部負担額	医療機関の窓口で支払い、後日役場健康福祉課へ申請し、払い戻しを受けてください。	あり

★同じ乳幼児について、1か月の一部負担金の合計額が5,000円を超えた場合は、その超えた額を申請により支給します。

※医療費受給者証は毎年所得審査後、6月下旬に更新を行っています。

※兵庫県外の医療機関で受診された場合、①②③④の医療費受給者証は使えませんので健康保険証のみご提示ください。なお、後日役場へ申請すると医療費(①③)は一部負担金を除く)の払い戻しが受けられます。詳しくは、役場健康福祉課・森崎☎45-1762までお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

- ・領収書(レシート不可) ・印鑑 ・医療費受給者証 ・健康保険証 ・振込口座

虐待を見つけたらすぐに通告を

……聞こえますか、子供からのSOS……

児童虐待とは、保護者が18歳未満の子供の心身を傷つけ、健やかな成長や発達を損なう行為です。また虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(保護者の怠慢・拒否)、心理的虐待などがあります。

虐待かなと思ったら、まず、兵庫県中央子どもセンター・洲本分室(児童相談所)☎26-2075または役場健康福祉課・秀☎45-1762へ通告・相談してください。

平成十六年四月一日から
児童手当が小学校三年生まで拡大されました

児童手当法の一部改正により、支給対象年齢が、現在の義務教育就学前(六歳到達後最初の年度末)までから、小学校第三学年修了前(九歳到達後最初の年度末)までに拡大されます。新たに支給される保護者の方には、役場健康福祉課で、認定請求などの手続きが必要です。なお、改正に伴う新規請求などは、平成十六年九月三十日まで受け付けたものに限り、特例的に支給要件に該当した日にさかのぼって支給されます。

新たに支給対象になる小学校二、三年生の保護者の皆さん

現在、児童手当を受給されていない方は、認定請求書(一部)と年金加入証明書または健康保険証の写しを役場健康福祉課へ提出してください。また、平成十五年一月一日現在で緑町に住民票がなかった方は、平成十五年所得証明書および平成十六年度所得証明書も必要です。弟や妹について児童手当を受給されている方は、額改定請求書(一部)を役場健康福祉課へ提出する必要があります。

平成十六年度小学校一年生の保護者の皆さん

平成十六年三月三十一日まで受給されていた小学校一年生の保護者の方については、特に手続きは必要ありません。(ただし、小学校二、三年生の兄弟がいる方は、額改定請求書の手続きが必要です。)なお、小学校二、三年生の保護者の方が、四月にさかのぼって支給を受けるには、平成十六年九月三十日までに手続きをする必要があります。これに遅れると支給は、請求日の翌月からとなります。例えば、十月に請求すると支給が十一月からとなり、四月から十月分は支給されませんのでお気をつけください。

児童手当制度の概要

○児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としています。

○児童手当制度のしくみ

一、手当の種類

(児童手当法上の区分)

【三歳未満の児童】

- ①児童手当
- ②特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン(厚生年金に加入している方)などの特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給されます。

- ③三歳以上九歳到達後最初の三月三十一日までの児童(小学校第三学年修了前の児童)
- ④小学校第三学年修了前特例給付

三歳未満の児童の児童手当に相当します。

- ④小学校第三学年修了前特例給付

二、支給対象

児童手当などは、九歳到達後最初の三月三十一日までの間にいる児童(小学校第三学年修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(一月から五月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当などは支給されません。

三、支給額

- 第一子 五千円(月額)
- 第二子 五千円(月額)
- 第三子以降 一万円(月額)

四、支払時期

児童手当などは、原則として、毎年二月、六月、十月に、それぞれの前月分までが支給されます。

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

「社会を明るくする運動」
緑町実施委員会

啓発活動実施 7月2日 緑町内

五、所得制限限度額
所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは役場健康福祉課・棚田☎45-1762までお問い合わせください。